

○岡山県公安委員会個人情報管理規程

(平成 18 年 3 月 17 日公安委員会規程第 4 号)

改正 平成 27 年 11 月 27 日公安委員会規程第 6 号 令和 5 年 3 月 28 日公安委員会規程第 4 号

岡山県公安委員会個人情報管理規程を次のように定める。

岡山県公安委員会個人情報管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「保有個人情報」とは、法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規程において「文書」とは、法第 60 条第 1 項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。

(総括個人情報管理者)

第 3 条 公安委員会に総括個人情報管理者を置き、岡山県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。

(2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。

(3) 法第 76 条第 1 項の規定による開示請求、法第 90 条第 1 項の規定による訂正請求及び法第 98 条第 1 項の規定による利用停止請求に係る事務の総括に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報管理担当者)

第 4 条 総括個人情報管理者は、岡山県警察本部の職員(以下「職員」という。)のうちから、個人情報管理担当者を指名する。

2 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この規程による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第 5 条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の実事と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第 6 条 総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
  - (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
  - (3) 取り扱うことができる場所
  - (4) 保存すべき場所
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項
- (廃棄及び削除)

第 7 条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている文書を廃棄するときは、溶解その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第 8 条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態(以下「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある旨を公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 総括個人情報管理者は、第 1 項の規定により報告を受けた漏えい等が法第 68 条第 1 項に規定する事態に該当すると判明したときは、遅滞なく、その旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、総括個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第 2 項の規定による調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、総括個人情報管理者が定める。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 11 月 27 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。